|  |
| --- |
| **平成30年度事業計画** |

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

公益社団法人とやま被害者支援センター

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 細　目 | 内　　　　　　　　　　容 | 期　　間　　等 |
| 相談事業 | 電話相談 | 事件、事故の犯罪被害者等の精神的なケアや情報提供のため、犯罪被害相談員等が専用電話で相談に応ずる。また、必要に応じて関係機関・団体を紹介する。  ４月１日から全国共通ナビダイヤルでの電話相談(当センターの受付時間を除く。)が開始される。 | 毎週月～金曜日  10:00～16:00  (祝祭日・年末年始を除く。)    7:30～22:00までの間、  犯罪被害者等電話サポートセンターが対応 |
| 面接相談 | 犯罪被害者等にとってより適切な支援を行うため面接による相談を行い、最適かつ専門的援助・解決方策等について共に考えるなどのサポートを行う。 | 予約制(祝祭日・年末年始を除く。) |
| 専門相談 | 専門的な対応が必要なケースについては、富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士による無料法律相談、臨床心理士等による心理相談を行い、問題解決に向けて支援を行う。 | 弁護士による法律相談  予約制(原則毎月最終水曜日10:00～12:00)  別途実施計画書を策定 |
| 直接的支援事業 | 危機介入と支援ニーズ把握 | 重大事件・事故については、被害発生直後から警察の情報提供を受け、被害者等の支援ニーズの把握と全国ネットワーク加盟傘下の各センター、県・市町村との連携など危機介入に努める。 | 発生等の都度 |
| 心療・生活支援の積極的実施 | 被害者等の病院への付添い、カウンセリング等の心療支援を行い、早期に原状に近い状態への回復を図る。  自宅訪問を通じ、被害者に寄り添いつつ家事  や買物等必要な生活支援を積極的に行う。 | 必要に応じて |
| 同行支援と社会的資源の活用 | 犯罪被害者等に対して、自宅訪問、病院や傍聴等の付添い、代理傍聴、関係機関との連絡調整、その他の直接的な支援を実施する。  必要により、富山県、各市町村並びに他機関等と連携を図りながら各種制度等社会的資源を活用した支援活動を実施する。 | 必要に応じて |
| 犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助 | 犯罪被害者等早期援助団体として、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請に関して、手続きの概要説明及び申請に必要な書類の教示、並びに申請書類の記載事項の説明等補助を行う。 | 必要に応じて |
| 被害者自助グループ活動への支援 | 被害からの精神的回復を目的とした自助グループの例会運営など活動をサポートするとともに、自助グループ活動を必要とする被害者等に情報が届くよう適切な広報に努める。 | 毎月１回開催 |
| 広報啓発事業 | 広報啓発活動 | ア　犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性、更には、当支援センターの活動等に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等が相談するきっかけとなり、また、支援に繋がることを目指し、必要かつ積極的な広報啓発活動に努める。  イ　広報啓発活動の効果的な実施に向け、富山県、富山県警、その他関係機関等との連携、協力に努める。  〇　広報紙「とやま被害者支援センターだより」の発行  〇　パンフレット、手引き等の広報資料の作成・配布  〇　中学校・高等学校等で開催される「命の大切さを学ぶ教室」及び「企業・団体・地域を対象とした講演」等広報啓発活動の実施  〇　他機関・団体への講師・支援員の派遣  〇　ホームページを利用した情報の発信  〇　市町村広報紙を活用した広報の実施  〇　「犯罪被害者週間」関連行事としての街頭啓発活動・講演会等の実施  〇　他機関等の広報媒体及び他団体行事の効果的活用  　〇　報道機関に対する積極的な情報提供と広報 | 年３回( 4, 8,12月)  県警との共催事業  ７市１町　年３回  JR富山・高岡駅前  12月１日(土) 111ｽｶｲﾎｰﾙ  交通安全県民大会、富山県地域安全大会、富山県暴力追放大会、警察音楽隊演奏会 |
| 県・各市町村合同巡回広報啓発キャンペーンの実施 | 県及び市町村との合同事業として、県下15市町村を対象とした広報パネル展示、広報チラシ等の配布など、合同・巡回広報啓発キャンペーンの実施を通じて、  〇　社会全体で被害者を支える気運の醸  　成  〇　被害者支援センター活動の周知広報  〇　被害者支援活動に対する理解と協力の確保  〇　県・各市町村との連携協力体制の確保  に努める。 |  |
| 人的基盤の充実強化と委託事業 | 人的基盤の充実強化 | 「富山県犯罪被害者支援条例」の制定を機に充実強化された人的基盤  〇　被害者支援事務局職員(常　勤)１名  〇　被害者支援事務局職員(非常勤)１名  を中心に、支援事業及び支援員養成のための研修に努める。 |  |
|  | 支援事業の強化推進 | 人的基盤の充実強化のもとボランティア活動員との緊密な連携を図りながら、  　〇　電話・面接相談による心のケアと支援のための情報提供  〇　犯罪発生直後からの危機介入による  　被害者等の早期援助  〇　被害者相談活動及び直接的支援活動の充実強化による途切れのないきめ細かな支援の実施  　〇　支援活動員の計画的な研修等人材育  　成  〇　犯罪被害者の置かれた現状と支援の必要性に対する理解と協力の確保のための広報啓発活動の推進  等支援事業の強化推進に努める。 |  |
| 支援員の養成・支援スキルの向上とニーズの把握 | 県内研修会等の開催 | 研修担当支援員のもと、相談及び直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、臨床心理士、弁護士、医師等の協力会員を講師とした  ・養成講座(新規ボランティア採用時研修)  ・事例検討会  ・継続研修(ロールプレイによる実践的指導、部外講師等による講義、見学実  習、コーディネーター等招致研修)  の開催など、支援員の養成・スキル向上を図る。 | ５月下旬開講予定  (５／21(月)～25(金))  ６月から翌３月までの各年間10回開催 |
| 県外研修会等への参加 | 犯罪被害相談員、直接支援員等の知識、技能等のスキルアップを図るため、全国被害者支援ネットワーク等が主催する  ・犯罪被害者支援全国フォーラム  ・秋季全国研修  ・東海・北陸ブロック質の向上研修(上期・下期)  ・都民センター等における実地研修  ・支援責任者研修会  ・その他全国ネット、他機関・団体主催の課題研修  等各種県外研修会へ積極的に参加させ、支援員として質の向上を図る。 | H30.９.28  H30.９.29～９.30  三重県：未定  三重県：未定 |
| 調査・研修 | 犯罪被害者等のニーズを把握し、支援の在り方や当センターとしての支援の資質向上を図るため必要な調査・研修を行うほか、当センターの認知・理解度等についてアンケート調査等を行い各種広報・啓発活動に反映させる。 |  |
| 新規ボランティアの採用 | 相談及び直接的支援等の事業活動を充実させるため、新規ボランティアを募集するとともに養成講座を開設、受講者を支援補助員として採用する。 | H30.４～５ |
| 会議 | 理事会 | 定時社員総会の招集及び同総会に附すべき事項(平成29年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告)、及び当面諸課題について審議するほか、業務執行上について報告を受ける。 | H30.５ |
|  | 定時社員総会・臨時 | 平成29年度事業報告及び収支決算報告(監査報告)について審議、議決する。 | H30.６ |
| 理事会 | 理事会で諮った当面の諸課題について審議、議決する。 |  |
| 理事会 | 臨時総会の招集及び同総会に附すべき事項(平成31年度事業計画案・収支予算案)について審議、議決するほか、業務執行上について報告を受ける。 | H31.２ |
| 臨時社員総会 | 平成31年度事業計画及び収支予算について審議、議決する。 | H31.３(H30年度事業開始前) |
|  | 臨時理事会 | 重要な審議案件が生じた場合は、その都度、定款第15条の規定に基づき開催する。 | 必要な都度  (書面によるみなし決議を含む) |
| 関係機関・  団体との連携による支援活動 | 全国被害者支援ネットワーク | 全国被害者支援ネットワークの会員相互の連携、協力を図るとともに、被害者支援に関するネットワークの事業に参加し、幅広い知識と新しい情報の収集に努める。  ・全国ネットワーク理事会及び総会  ・新任事務局長会議  ・事務局長会議  ・支援活動責任者会議  ・東海・北陸ブロック事務局長会議 | (未定)  H30.４  H30.４  H30.６  H30.10.(未定・三重県) |
| 関係機関・  団体等との連携 | 「富山県犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い設置の犯罪被害者等支援協議会・同実務者会議・検討会を通じて、連携強化と被害者支援施策の充実強化に努める。  また  ・富山県(防災・危機管理課)、県警察(警察相談課)  ・検察庁、法テラス、保護観察所、鑑別所  ・各警察署ネットワーク  等関係機関・団体との連携、情報交換に努める。 |  |
| 安定的な財政基盤の整備 | ファンドレイジング活動の継続 | 安定した自主財源確立のため、引き続き、各種団体・事業所を中心とした法人賛助会員のほか、関係行政機関の職員等を対象とした賛助会員の確保・拡大に努める。 |  |
| その他自主財源の確保 | 募金箱の設置・支援自動販売機の設置、ホンデリング、イエローレシートキャンペーン等、各種自主財源確保のための活動を展開する。 |  |
| 将来に向けた事業推進のための特定資産の積立て | 関係規程の制定 | 特定資産取得取扱規程及び同管理運用規程の制定に基づき、当センターとしての将来的な事業推進に向け、必要な財政的資源の確保に努める。 |  |
| 特定資産の積立て | 当支援センターの  ・事務所移転経費の積立て確保  ・支援・財務活動用車両購入資金の確保  ・周年記念事業のための必要経費の確保  等特定資産の取得に向けた計画的な資金の運用を図る。 |  |